

小矢部市定住促進賃貸住宅家賃助成金について

小矢部市では、新婚世帯の市内定着を促進し、定住人口の増加を図るため、民間賃貸住宅（公営住宅や社宅・官舎・寮等の給与住宅は対象外）の家賃の一部を助成します。

1. 助成対象者

新婚世帯の世帯主で、次に掲げる要件すべてに該当する方が助成対象者となります。

- ・世帯全員（外国人を含む）が小矢部市に住所を有する者
- ・市内の民間賃貸住宅に新たに入居する者
- ・民間賃貸住宅を自己の居住用以外の目的に使用、転貸、使用権を譲渡していない者
- ・世帯全員が小矢部市税等を滞納していない者
- ・生活保護法による保護を受けていない世帯に属する者

2. 助成金額・交付期間

助成金額は、毎月の家賃から住宅手当等を減じた額（1,000円未満切捨）となり、月額1万円が上限となります。

交付期間については、最大36月となります。

※令和2年3月31日までに婚姻された方については、最大24月となります。

3. 助成金の交付申請

申請者は世帯主です。様式第1号に次の書類を添えて申請をしてください。

添付書類	備考	確認
民間賃貸住宅の賃貸借契約書（写し）		<input type="checkbox"/>
納税状況等の調査を認める同意書	提出されない場合は、住民票や納税証明書の提出が必要になります。	<input type="checkbox"/>
住宅手当額等を証明する書類（写し）	給与明細書等で、住宅手当の有無や金額を確認します。	<input type="checkbox"/>
夫婦の戸籍謄本（原本）	婚姻の事実が確認できるもの。 本籍地で発行されます。	<input type="checkbox"/>

4. 手続きの流れ

交付申請書を提出

毎年度、申請をする必要があります。

(更新の方は毎年4月下旬～5月上旬頃に更新のご案内を送付します。)



交付決定通知が届く(申請月の翌月中旬以降)



前期分の請求書を提出(4～9月分の家賃を支払った証明を添付)



前期分の振込(10月末予定)



後期分の請求書を提出(10～3月分の家賃を支払った証明を添付)



後期分の振込(4月末予定)

5. 助成金の交付決定取消・助成金の返還

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消します。また、既に支払った助成金がある場合は、支払った助成金の全額又は一部を返還してもらうことになります。

- ・偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- ・助成対象者の要件に該当しなくなったとき
- ・賃貸借契約を解除したとき
- ・その他、市長が相当の理由があると認めるとき

6. よくある質問

Q1) 初めて申請をする場合、いつまで申請をすればいいですか。

A1) 入籍されてから1年以内に申請をしていただく必要があります。

Q2) 世帯主は自分(夫)ですが、アパートの契約を妻名義でしています。どちらで申請をしたらいいですか。

A2) 世帯主の方が申請をしてください。ただし、同居されていない方(住民票上、同一世帯でない方)の名義で契約をされている場合は申請できません。

Q3) 請求書に添付する「家賃を支払った証明」ですが、口座引落の場合はどうしたらいいでしょうか。

A3) 引落通帳で家賃が引落しされたことが分かる印字面のコピーを取らせていただきます。

長期に記帳をしていない場合、記帳が省略されることがありますので、ご注意ください。

<お問い合わせ・提出先> 書類確認が必要なため、郵便での提出はご遠慮ください。

〒932-8611 小矢部市本町1番1号 小矢部市役所1階 定住支援課(平日8:30～17:15)

TEL: 0766-67-1760(内線732) FAX: 0766-50-9177